

三朝町管内に設置條例制定に付て

三朝町管内に設置條例を次のように定める

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳



昭和二十九年一月三十一日

議長 天野 廉三



三朝町営住宅設置条例

(目的)

第一条 この条例は建築で文化的な生活を営むに足りる三朝町営住宅(以下「町営住宅」という)を建設しこれを住宅に附屬する者に貸貸することにより町民の生活安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第二条 町営住宅は県の定める範囲内に於て三朝町地内に設置する。

(施行規定)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は町規則で定める。

附 則

1. この条例は公布の日から施行する。
2. 村条例の適用に因する条例昭和二十八年三朝町条例第五号(三朝町営住宅設置条例)は廃止する。